# 宗像市水防計画

－令和４年５月－

MUNAKATA

宗像市水防協議会

# 目　　次


◆第１章　総則 1
第１　目的 1
第２　用語の定義 1
第３　水防の責任 2
◆第２章　水防組織 3
第１　水防本部の機構 3
第２　配備の基準 4
第３　配備体制 5
第４　水防本部 5
◆第３章　水防活動 6
第１　動員配備体制 6
第２　水防本部各班の出動 6
◆第４章　連絡通報体制 7
第１　水防連絡通報系統 7
第２　気象予報及び水防警報の連絡通報 8
第３　水防警報等 8
第４　雨量及び水位の通報 9
第５　決壊等の通報 10
第６　水防に関する広報 10
◆第５章　重要水防箇所 11
◆第６章　自衛隊及び警察官の出動要請 11
第１　自衛隊の災害派遣要請 11
第２　警察官の出動要請 11
◆第７章　水防施設及び資機材 12
第１　水防倉庫 12
第２　資機材の管理及び要請 12
◆第８章　水防標識 13
第１　緊急通行標識 13
第２　優先通行車両標識 13
◆第９章　立退きの指示及び避難指示・指示の伝達 13
第１　立退きの指示 13
第２　避難指示等伝達 13
◆第10章　水防協議会 13

◇参考資料
別表１　重要水防箇所（河川・海岸） 14
別表 2-1　宗像市水防本部の事務分担表（その１） 15
別表 2-2　宗像市水防本部の事務分担表（その２） 16
別表３　指定避難所 17
別表４　指定緊急避難場所 18
別表５　宗像市消防団役員名簿 20
別表６　宗像市地域防災計画（資料編）目次 21
別紙１　水防法 24
別紙２　宗像市水防協議会設置条例 41
別紙３　宗像市水防協議会委員名簿 43

## 第１章　総則

### 第１　目的

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、同法第１条の目的を達成するため、宗像市域の水防計画を作成し、水防上必要な水防組織、重要水防区域、水位、通信連絡、水防施設の管理、水防活動並びに水防器具、資材の整備、運用等について定め、市域の河川・海岸の洪水又は高潮による水災を警戒し、防御し及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 第２　用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

１　水防管理団体
水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。(法第２条第２項)

２　指定水防管理団体
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第４条)。

３　水防管理者
水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう(法第２条第３項)。

４　消防機関
消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第９条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第２条第４項)。

５　消防機関の長
消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。(法第２条第５項)。

６　水防団
法第６条に規定する水防団をいう。

７　量水標管理者
量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第２条第７項、法第 10 条第３項)。
都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない(法第 12 条)

８　水防協力団体
水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(法第 36 条第１項)。

９　洪水予報河川
国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(法第 10 条第２項、法第 11 条第１項、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)第 14 条の２第２項及び第３項)。

10　水防警報
国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第２条第８項、法第 16 条)。

11　水位周知河川
国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定められた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第 13 条)。

12　水位周知海岸
都道府県知事が、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸。
都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位が高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う(法第 13 条の 3)。

13　水位到達情報
水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定められた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到

達情報、氾濫発生情報のことをいう。

14　水防団待機水位(通報水位)
量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第 12 条第 1 項に規定される通報水位)をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

15　氾濫注意水位(警戒水位)
水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

16　避難判断水位
市町村長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位。

17　氾濫危険水位
洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

18　洪水特別警戒水位
法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に想定する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

19　高潮特別警戒水位
法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

20　重要水防箇所
堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

21　洪水浸水想定区域
洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。(法第 14 条)
ただし、現況の浸水想定区域を想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が指定されるまでの間、新たな洪水浸水想定区域とみなす。

22　高潮浸水想定区域
水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう(法第 14 の 3)。

## 第３　水防の責任

1　市の水防責任
市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する(法第 3 条)

2　市防災会議
浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第 15 条 1 項、2 項)

3　市長
① 水位の通報及び公表(法第 12 条第 1 項)。
② 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条第3項)。
③ 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等(法第 15 条の 3)
④ 予想される水災の危険の周知等(法第 15 条の 11)。
⑤ 水防団及び消防機関の出動(法第 17 条)
⑥ 警察官の援助の要求(法第 22 条)
⑦ 応援(法第 23 条)
⑧ 居住者等の水防義務(法第 24 条)
⑨ 決壊の通報(法第 25 条)。
⑩ 決壊後の処置(法第 26 条)。
⑪ 立退きの指示(法第 29 条)

## 第２章　水防組織

### 第１　水防本部の機構

市は、水防警報（水防法第16条の3）等の通知を受け、水防活動の必要が生じたときは、公共の安全を保持するため、洪水、高潮等に際し水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するなど、危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて、庁内に水防本部を設置するものとし、事務局を危機管理課内に置く。（組織については4ページ「宗像市水防本部（兼災害対策本部）組織図」を参照）

ただし、宗像市災害対策本部条例（平成15年4月1日条例第14号）に定める宗像市災害対策本部が設置された場合は、水防本部をその組織に編入する。

### 宗像市水防本部（兼災害対策本部）の組織図

■災害対策本部の組織構成（R4.4.1）

| | | |
|---|---|---|
| 対策本部会議 | 本部長 | 市　長 |
| | 副本部長 | 副市長 |
| | 本部長付 | 教育長 |
| | 本部員 | 危機管理担当部長(統括部長) |
| | | 総務部長 |
| | | 経営企画部長 |
| | | 議会事務局長 |
| | | 都市整備部長 |
| | | 都市再生部長 |
| | | 市民協働環境部長 |
| | | 監査委員事務局長 |
| | | 健康福祉部長 |
| | | 保険医療担当部長 |
| | | 産業振興部長 |
| | | 教育子ども部長 |
| | | 子どもグローバル人材育成担当部長 |
| | | 産業振興部理事 |
| | | 危機管理課長 |

| | |
|---|---|
| 統括部 | 総務部　危機管理課<br>（再任用職員） |

| 対策部・班名(班長) | 平常時部局 | 平常時課室等 |
|---|---|---|
| 総務対策班 | 総務部 | 総務課(主管課) |
| (総務部長) | | デジタル化推進室 |
| 経営企画部長 | | 消費生活センター |
| 議会事務局長 | | 秘書政策課 |
| | | 人事課 |
| | | 市民課 |
| | | 契約検査課 |
| | 経営企画部 | 経営企画課(主管課) |
| | | 行革アセットマネジメント推進室 |
| | | 財政課 |
| | | ふるさと寄附推進室 |
| | | 税務課 |
| | | 収納課 |
| | 議会事務局 | 議事調査課 |
| | | 会計課 |
| 建設班 | 都市整備部 | 都市計画課(主管課) |
| (都市整備部長) | | 維持管理課 |
| 都市再生部長 | | 施設整備課 |
| | | 下水道課 |
| | 都市再生部 | 都市再生課(主管課) |
| | | 建築課 |
| 市民対策班 | 市民協働環境部 | コミュニティ協働推進課(主管課) |
| (市民協働環境部長) | | 文化スポーツ課 |
| 監査委員事務局長 | | 人権対策課 |
| | | 男女共同参画推進課 |
| | | 環境課 |
| | | 脱炭素社会推進室 |
| | 監査委員事務局 | |
| 健康福祉班 | 健康福祉部 | 福祉課(主管課) |
| (健康福祉部長) | | 生活支援課 |
| 保険医療担当部長 | | 健康課 |
| | | 新型コロナワクチン接種推進室 |
| | | 介護保険課 |
| | | 高齢者支援課 |
| | | 国保医療課 |
| | | 大島診療所 |
| 産業班 | 産業振興部 | 商工観光課（主管課） |
| (産業振興部長) | | 産業政策室 |
| | | 農業振興課 |
| | | 水産振興課 |
| | | 元気な島づくり課 |
| | | 農業委員会事務局 |
| 教育子ども班 | 教育子ども部 | 教育政策課（主管課） |
| (教育子ども部長) | | 学校整備プロジェクト室 |
| 子どもｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ | | 学校管理課 |
| 人材育成担当部長 | | 図書課 |
| | | 世界遺産課 |
| | | 子ども育成課 |
| | | 子ども支援課 |
| | | 子ども家庭課 |

【消防団】
団長（1人）―― 副団長（2人）― 分団長（16人）
副分団長以下一般団員
女性団員

宗像地区事務組合（上水道）

## 第２　配備の基準

水害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準【風水害・地震災害】

| 配備区分 | 配備基準 | 活動内容 | 配備要員 |
|---|---|---|---|
| 警戒配備<br>（警戒本部） | ●宗像市に、大雨、洪水、暴風（海上除く）、高潮等の警報が発表された場合<br>●その他危機管理担当部長が必要と認めるとき | ・気象情報等の収集・伝達、警戒<br>・連絡調整 | 警戒配備要員<br>（災害対策本部行動マニュアルによる） |
| 第１配備<br>（警戒本部）<br>又は<br>（災害対策本部） | ●宗像市に、大雨、洪水、暴風（海上除く）、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合、あるいは一部に被害が発生した場合<br>●その他本部長が必要と認めるとき | ・気象情報等の収集・伝達、警戒<br>・河川水位の警戒<br>・連絡調整<br>・応急対策活動 | 第１配備要員<br>（災害対策本部行動マニュアルによる）<br>・その他各部必要人員<br>（必要に応じ、避難所担当職員は各避難所へ）<br>※消防団<br>※宗像地区事務組合（上水道） |
| 第２配備<br>（災害対策本部） | ●宗像市に、大雨、洪水、暴風（海上除く）、高潮等の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなった場合、あるいは市内の数箇所で被害が発生した場合<br>●その他本部長が必要と認めるとき | ・気象情報等の収集・伝達、警戒<br>・河川水位の警戒<br>・連絡調整<br>・市内の警戒巡視<br>・被害情報の収集、把握<br>・応急対策活動 | 第2配備要員<br>（災害対策本部行動マニュアルによる）<br>・その他各部必要人員<br>（必要に応じ、避難所担当職員は各避難所へ）<br>※消防団<br>※宗像地区事務組合（上水道） |
| 第３配備<br>（災害対策本部） | ●市内で多数の被害が発生するおそれがある場合、あるいは発生した場合<br>●その他本部長が必要と認めるとき | ・応急対策活動全般 | 第３配備要員<br>（災害対策本部行動マニュアルによる）<br>・各部の半数以上の職員<br>（必要に応じ、避難所担当職員は各避難所へ）<br>※消防団<br>※宗像地区事務組合（上水道） |
| 第４配備<br>（災害対策本部） | ●市内の全域に被害が発生するおそれがある場合、あるいは発生した場合<br>●その他本部長が必要と認めるとき | ・応急対策活動全般 | 第４配備要員<br>・職員全員<br>※消防団<br>※宗像地区事務組合（上水道） |

※1　上記配備基準による配備要員は、必要に応じて増減し、また、部内及び部間で応援態勢をとるものとする。

※2　市職員は、マスコミ報道、市緊急情報伝達システム、県防災メールまもるくん等から気象情報等を入手するとともに、可能な限り自宅で待機する。

※3　大島診療所職員は、健康福祉班の指揮下に入る。ただし、被災状況によっては、統括部の指示により、大島・地島全般の応急対応を支援する。

※4　各配備で参集する職員を各課等であらかじめ決めておく。

※5　各部主管課長は、各部長をサポートする。

※6　夜間・休日に災害情報等が入った場合、警備員の連絡により、必要に応じて危機管理課員が参集する。

※　配備基準の詳細につきましては、別表９職員配備基準【風水害】（34～41 ページ）

## 第３　配備体制

危機管理担当部長は、非常事態に備えて事前の配備の確保が必要であると認めた場合、警戒配備体制をとる。また、状況によって市長は、第１配備体制以降の体制を確保する。

**■第１配備での活動**

○　被害情報の収集及び分析をする。
○　県及び防災関係機関からの情報収集及び分析をする。
○　初期応急対策及び配備体制を検討する。
○　待機した職員は、非常時連絡網の確認並びに関係課職員の緊急時動員体制を確立させる。

## 第４　水防本部

本部長（市長）は、市内の全域あるいは一部の地域に水害が発生し、又は水害が発生するおそれがある場合において、水防推進のため緊急対策が必要であると認めた場合、水防本部を設置する。

### １　水防本部の設置及び廃止の通知等

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、直ちに県知事へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。この場合、県知事への報告は宗像水防地方本部（北九州県土整備事務所宗像支所）を経由する。

**■設置及び廃止の通知等**

| 通知及び公表先 | 通　知　及　び　公　表　の　方　法 |
|---|---|
| 各　　班 | ○全庁掲示板、庁内放送、一般電話、メール等 |
| 関係機関 | ○防災行政無線(移動系)、Lアラート、一般電話、県防災行政無線、FAX等 |
| 市　民　等 | ○広報車、報道機関、県防災メール、緊急情報伝達システム（同報系防災行政無線含む） |
| 報道機関 | ○一般電話、口頭、Lアラート、文書等 |

### ２　出動の報告

本部長は、水防本部各班を出動させたときは、直ちに防災関係機関及び県知事に報告する。この場合、県知事への報告は宗像水防地方本部（北九州県土整備事務所宗像支所）を経由する。

### ３　水防本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、水防本部を廃止する。

### ４　水防本部の分掌事務

水防本部の分掌事務は、「別表２－１　宗像市水防本部の事務分担表（17～19ページ）」のとおりである。
なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の指示により変更することがある。

### ５　水防本部の設置、指揮の権限

水防本部の設置及び指揮は、本部長が行う。
本部長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で水防本部の指揮を代行する。

**■代行順位**

第１順位　副本部長（副市長）
第２順位　危機管理担当部長
第３順位　危機管理課長

6　本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、会議の招集は原則として本部長が行う。
各本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは本部長に要請することができる。

**■協議事項**

| |
|---|
| ○　災害応急対策の総合調整に関すること |
| ○　県水防本部との協議に関すること |
| ○　職員の動員・配備態勢に関すること |
| ○　「高齢者等避難、避難指示」（以下「避難指示等」）の発令に関すること |
| ○　警戒区域の決定に関すること |
| ○　関係機関への応援要請に関すること |
| ○　応急対策に要する予算及び資金に関すること |
| ○　その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること |

## 第３章　水防活動

### 第１　動員配備体制

本部長は、水防警報が発せられたとき、その他水防上必要があると認めたときは、水防各班を出動させ水防活動配備につかせる。

また、所属職員を通常勤務から水防非常体制への切換えを迅速かつ的確に行うとともに、事態に即応して勤務者を適宜交代休養させる等、長期間にわたる非常勤務活動に配慮した配備とする。

### 第２　水防本部各班の出動

#### １　監視及び警戒

水防本部各班は、出動命令を受けたときから水防区域の監視、警備を厳にし、特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は直ちに本部長に報告するとともに水防活動を開始する。

#### ２　非常警戒

消防団長は、団員に区域内を随時巡視させ、河川堤防、その他水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに本部長に報告しなければならない。

#### ３　警戒区域の設定

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。また、水防のためやむを得ない必要があるときは、居住者若しくは水防現場にいる者を水防活動に従事させることができる。

#### ４　避難の指示・誘導

本部長は、住民の生命、財産に危険があると認めたときは、避難指示等を発する。

水防本部各班は、避難指示等が発せられた場合、本部長が選定した避難所「別表３　指定避難所（20ページ）」または「別表４　指定緊急避難場所（21～22ページ）」を開設するとともに、避難者に対して適切な避難・誘導を行う。

#### ５　重要公共施設の警戒

学校、その他市の重要公共施設の長は、それぞれの所属職員をもって警戒にあたり、水防上必要があると認めた場合、直ちに本部長に報告するとともに、必要な措置を講じる。

## 第４章　連絡通報体制

### 第１　水防連絡通報系統

水防本部を中心とした水防連絡通報系統は、次のとおりとする。

■水防連絡通報系統図■

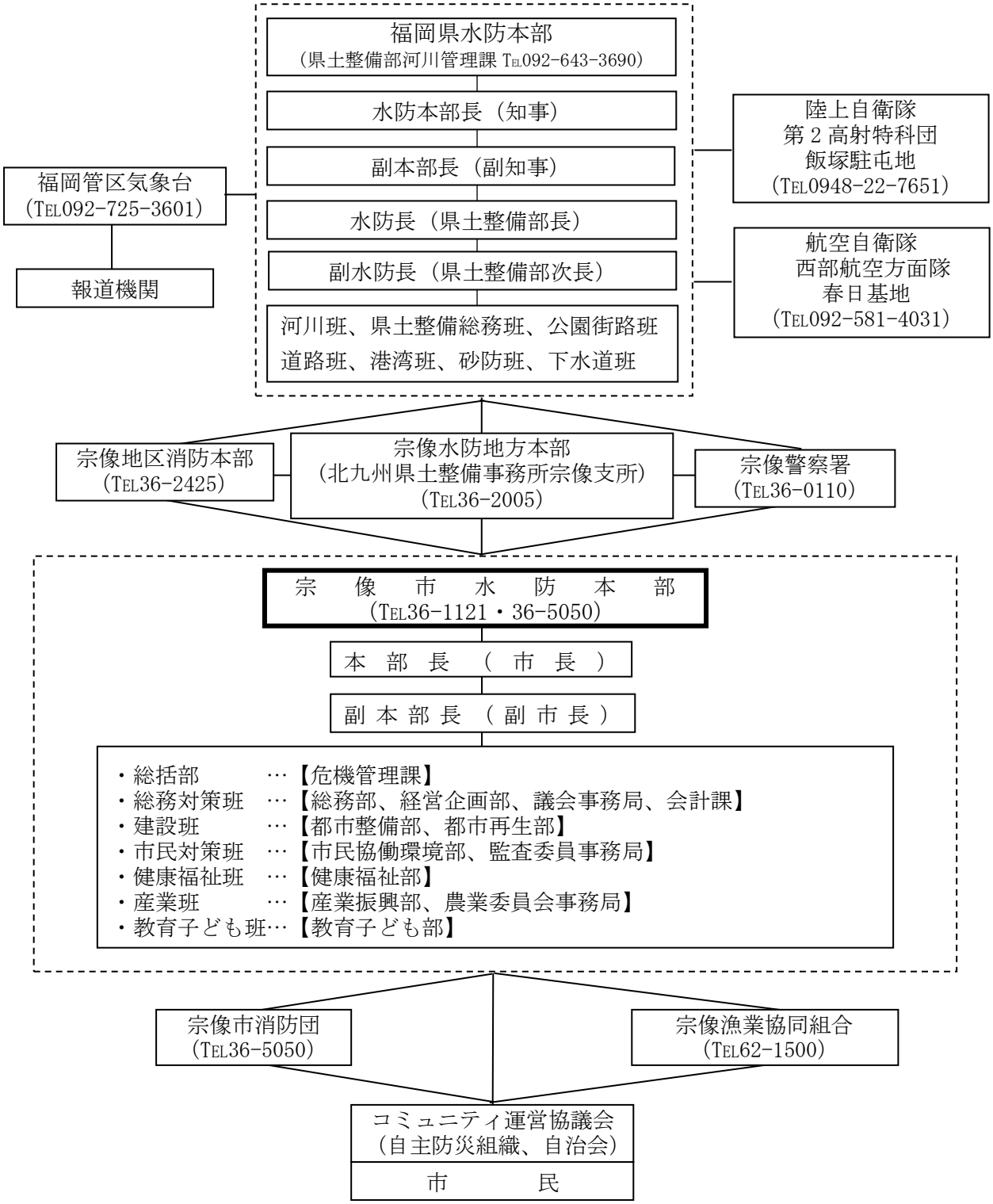

## 第２　気象予報及び水防警報の連絡通報

水防本部は、気象予報及び水防警報を適確に収受し、状況に応じ迅速に市民及び関係団体へ連絡通報するものとする。

## 第３　水防警報等

### １　水防警報の種類、内容及び発表基準

県知事は、それぞれ指定する市域の河川（釣川、山田川、八並川）について洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の水防警報（水防法第16条）、水位情報（水防法第11条）を発する。

■水防警報の内容及び発表基準

| 段階 | 区分 | 内　容 | 発表基準 |
|---|---|---|---|
| 第1 | 待機 | 出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 | 水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。 |
| 第2 | 準備 | 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 | 水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。 |
| 第3 | 出動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 | 氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。 |
| 第4 | 警戒 | 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。 | 避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。 |
| 第5 | 厳重警戒 | 出水状況及びその河川状況を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。 | 氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。 |
| 第6 | 解除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。 | 氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |

注）宗像水防地方本部（北九州県土整備事務所宗像支所）の設置及び解除は、福岡県水防本部（県河川管理課）及び管内２市（宗像市、福津市）に対して伝達される。

### ２　水位情報

宗像水防地方本部からの水防警報等発令の根拠となる宗像市内の水防警報河川は、釣川、山田川、八並川の３河川で、水位の区分として水防団待機水位、はん濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）、避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）、はん濫危険水位がある。

■市内警戒河川における水位区分と避難基準

| 河川名 | 水位観測所名 | 所在地 | 水防団待機水位（m） | はん濫注意水位（m） | 避難判断水位(m) | はん濫危険水位（m） | 高齢者等避難 | 避難指示 | 避難指示 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 釣川 | 川端井堰 | 深田 | 2.45 | 2.52 | 2.85 | 2.95 | 大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され、可動堰が転倒しても避難判断水位【水位観測所ごとに設定】に達した場合 | 大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され、可動堰が転倒しても氾濫危険水位【水位観測所ごとに設定】に達した場合 | 大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され、可動堰が転倒してもはん濫危険箇所の堤防高（又は後背地地盤高）【水位観測所ごとに設定】に達するおそれが高い場合 |
| | 上釣橋 | 河東 | 2.69 | 2.78 | 3.43 | 3.55 | | | |
| | 鍵　橋 | 田久 | 2.96 | 3.10 | 3.34 | 3.44 | | | |
| 山田川 | 長縄手橋 | 須恵 | 1.90 | 2.12 | 2.17 | 2.22 | | | |
| 八並川 | 田　熊 | 東郷 | 1.86 | 2.17 | 2.22 | 2.73 | | | |

※平成 26 年に鍵橋に「テレメーター」を設置。田久観測所を廃止し、鍵橋観測所として移設。

### 3　水防警報の伝達系統

宗像水防地方本部（北九州県土整備事務所宗像支所）は、宗像市長等の関係水防管理者に水防警報を発令する。水防管理者（市長）は、水防警報の通知を受けたときは、気象予警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、水防機関と連携し、水防配備体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

■連絡通信系統

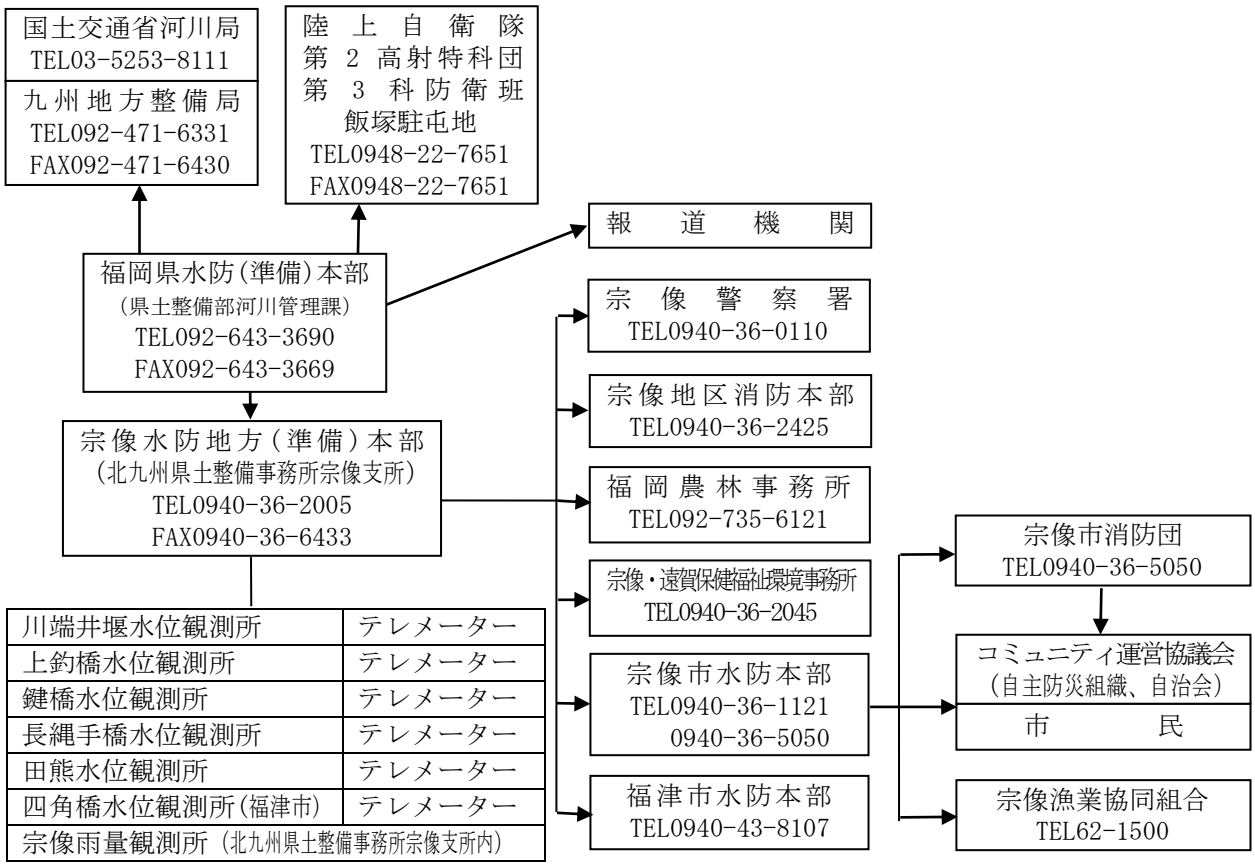


## 第４　雨量及び水位の通報

### 1　通報基準

雨量及び水位については、北九州県土整備事務所宗像支所がテレメーター等による観測を行い、下記の出水時の水位、雨量の通報基準に基づき、宗像水防地方本部、水防関係機関に対して迅速、的確に連絡（通報）をする。

■通報基準

| | |
|---|---|
| 水位の通報 | 水防団待機水位を超えてから、水防団待機水位以下となるまで毎時観測し、通報する。 |
| はん濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）の通報 | はん濫注意水位(水防法第12条で規定される警戒水位)、はん濫危険水位を超えたときは直ちに、その旨を通報する。 |
| 雨量の通報 | 雨が降り始めてから50㎜に達したときは、その時刻と降り始めた時刻を通報するものとし、その後は毎時ごとの観測値を通報する。<br>雨がやんだときは、その時刻と雨量を通報する。 |

■参考（下記のホームページで雨量・水位の情報、気象情報・防災マップ等の防災情報を公開）

福岡県総合防災情報システム（県および国土交通省が観測している雨量･水位の情報を公開）

・パソコン版　⇒ http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sp

・携帯電話版　⇒ http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/info/top/menu

市防災ホームページ（気象情報・防災マップ等の防災情報を公開）

・市防災ホームページ　⇒ https://www.city.munakata.lg.jp/bosai/

## 第５　決壊等の通報

堤防等決壊又はこれに準ずる危険な事態が発生した場合は、直ちに宗像水防地方本部及びはん濫のおそれがある方向の隣接水防管理団体に通報するとともに、必要な処置を講ずるものとする。

## 第６　水防に関する広報

水防本部は、区域内の関係協力団体と連携し、水防の広報の実施を効果的に行うものとする。

また、市民の水防に対する認識を深めるとともに指示命令の伝達要領、水防信号、避難計画等必要な事項を周知徹底する。

■水防信号

| 種類 | 説　明 | 警鐘信号 | サイレン信号 |
|---|---|---|---|
| 第一信号 | はん濫注意水位(水防法第12条で規定される警戒水位) に達したことを知らせるもの | ○休　止　○休　止　○休　止 | (約５秒)　(約15秒)　(約５秒)　(約15秒)　(約５秒)<br>○―　休止　○―　休止　○― |
| 第二信号 | 消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの | ○―○―○　○―○―○　○―○―○ | (約５秒)　(約６秒)　(約５秒)　(約６秒)　(約５秒)<br>○―　休止　○―　休止　○― |
| 第三信号 | 市の区域内に居住する者が水防の応援に出動すべきことを知らせるもの | ○―○―○―○　○―○―○―○　○―○―○―○ | (約10秒)　(約５秒)　(約10秒)　(約５秒)　(約10秒)<br>○―　休止　○―　休止　○― |
| 第四信号 | 必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの | 乱打 | (約１分)　(約５秒)　(約１分)　(約５秒)　(約１分)<br>○―　休止　○―　休止　○― |

※信号は、適宜の時間継続すること。

※必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

※危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとすること。

## 第５章　重要水防箇所

重要水防箇所は、宗像市の地域に係る河川、湖沼の洪水又は海岸の高潮、土砂災害等の災害発生のおそれがあり、また過去の災害履歴により重点的に巡視、警戒を必要とする区域とする。「別表１　重要水防箇所（16ページ）」を参照

## 第６章　自衛隊及び警察官の出動要請

### 第１　自衛隊の災害派遣要請

市長は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県知事（消防防災指導課）に要請依頼する。なお、事後速やかに依頼文を提出する。また、市長は、通信の途絶等により、知事に要請依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。（災害対策基本法68条の2及び自衛隊法第83条）

市長は、前述の通知をしたときは、速やかに県知事にその旨の通知をする。

■災害派遣要請系統図■

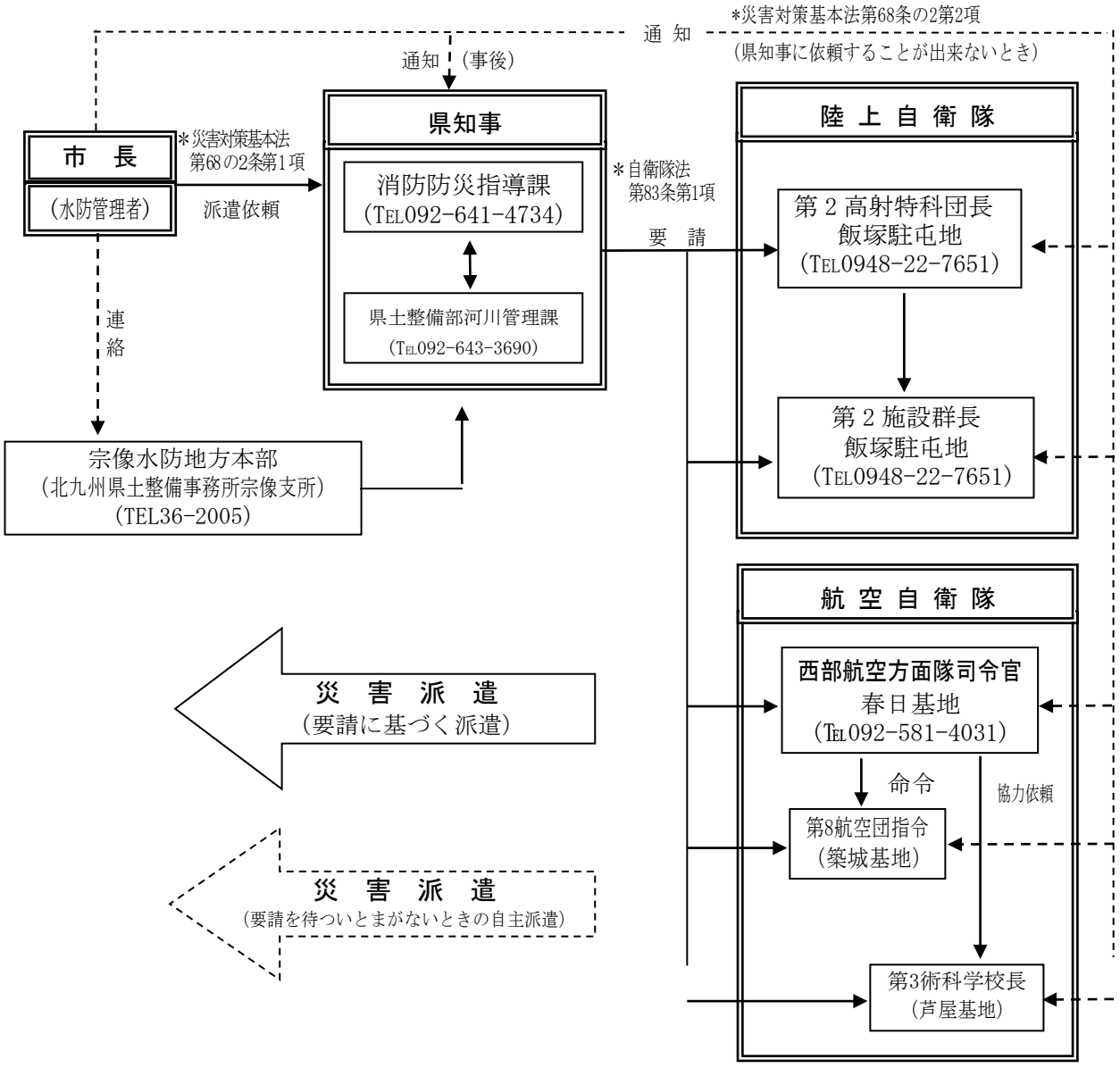


### 第２　警察官の出動要請

水防法第22条の規定により、水防管理者は水防活動のため必要があると認めるときは、警察署長（宗像警察署）に対して、警察官の出動を求めることができる。

## 第７章　水防施設及び資機材

### 第１　水防倉庫

市水防倉庫の備蓄状況は、以下のとおりである。

■市水防倉庫の備蓄状況　（令和４年４月現在）

| | | 水防倉庫名及び所在地 | | | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 第一水防倉庫<br>勤労者体育センター | 第二水防倉庫<br>宗像市役所 | 第三水防倉庫<br>城山中学校下 | 第四水防倉庫<br>大島行政センター | |
| 水防機材・資材 | トラック | - | 1 | - | - | 1 |
| | 小型又はジープ | - | - | - | - | 0 |
| | 一輪車 | - | 3 | - | - | 3 |
| | リヤカー | - | - | - | - | 0 |
| | 舟 | - | 1 | - | - | 1 |
| | 無線機 | - | 4 | - | - | 4 |
| | カケヤ | 3 | 12 | 3 | 12 | 30 |
| | スコップ | 9 | 26 | 6 | 6 | 47 |
| | ハンマー | – | 5 | – | - | 5 |
| | タコ | - | - | - | - | 0 |
| | ツルハシ | 5 | 12 | 4 | 7 | 28 |
| | カキ板 | - | - | - | - | 0 |
| | クワ | 4 | 13 | 4 | - | 21 |
| | カマ | - | 7 | 2 | - | 9 |
| | ザル | 9 | 10 | 7 | - | 26 |
| | ノコギリ | - | 5 | 1 | - | 6 |
| | トビロ | - | 3 | - | - | 3 |
| | ペンチ | - | 2 | - | - | 2 |
| | 照明灯 | - | 13 | - | - | 13 |
| | 麻袋 | - | - | - | - | 0 |
| | 土のう袋 | 3,017 | 2,800 | 2,000 | 500 | 8,317 |
| | 杭丸太 | 800 | 438 | 252 | 100 | 1,590 |
| | 竹 | - | - | - | - | 0 |
| | 鉄線 | - | - | - | - | 0 |
| | ビニールシート | 158 | 244 | 13 | 50 | 465 |
| | ロープ（巻） | - | 35 | - | - | 35 |
| | （ビニールひも） | 12 | 43 | 23 | - | 78 |
| | 叺 | - | - | - | - | 0 |
| | 斧 | - | 2 | – | - | 2 |
| | カラーコーン | 15 | 51 | 31 | 20 | 117 |
| | コンパネ | 14 | 22 | 16 | 30 | 82 |
| | 土のう | 340 | 320 | 110 | 100 | 870 |
| | 水土のう | - | 360 | - | 140 | 500 |

### 第２　資機材の管理及び要請

資機材の引渡しは管理責任者（危機管理担当部長）が行うが、消防団員等が非常の場合、やむを得ず許可なく使用した場合は、事後速やかに報告しなければならない。

市有の資機材でなお不足の場合は、県有水防資材の使用を北九州県土整備事務所宗像支所に対し要請を行う。また、「災害時における物資の供給に関する協定（25 ページ）」及び「災害時における応急活動に関する協定（26 ページ）」に基づき、協定先に対して資機材の供給について要請を行う。

## 第８章　水防標識

### 第１　緊急通行標識

水防活動に従事する職員が出動するときは、標識として次の腕章をつけるものとする。
ただし、緊急の場合は職員の身分証明書をもって代えることができる。

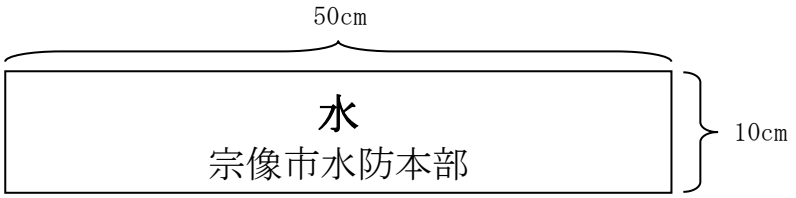


腕　章（青地に白字）

### 第２　優先通行車両標識

水防法第18条の規定により、県知事が定める水防活動のため優先通行できる車両の標識は、次のとおりとする。

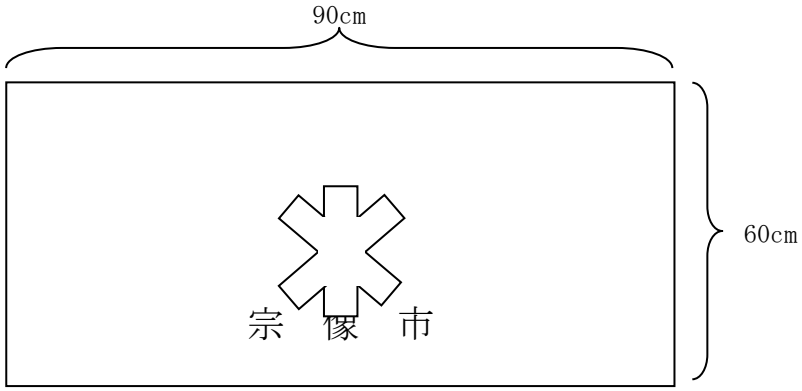


車両標識（白地に赤字）

## 第９章　立退きの指示及び避難指示等の伝達

### 第１　立退きの指示

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、水防管理者は現地の状況に応じ適切な避難のための立退き、またはその準備の指示を行うものとする。
水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

### 第２　避難指示等伝達

統括部は、避難指示等が発令された場合、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかにその伝達事項を市緊急情報伝達システム、防災行政無線、消防団等の広報手段を通じ、又は直接市民に対し周知する。
この場合、情報の伝わりにくい災害時要支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

**■避難指示等の伝達方法及び伝達事項**

| | | |
|---|---|---|
| **担当・方法** | 統括部（危機管理課）<br>関係各班 | 市緊急情報伝達システム<br>（エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等）<br>市防災行政無線、Lアラート、広報車、消防団等 |
| | 各施設管理者、自主防災組織等 | 口頭、ハンドマイク等 |
| **伝達事項** | ○　避難対象地域　　○　避難指示等及び安全確保措置の指示の理由<br>○　避難先　　○　注意事項（戸締まり、携行品）等 | |

## 第 10 章　水防協議会

水防法第33条第1項の規定に基づき、宗像市水防協議会を設置する。
宗像市水防協議会に関し必要な事項は、宗像市水防協議会設置条例による。「別紙２宗像市水防協議会設置条例（43ページ）」、「別紙３　宗像市水防協議会委員名簿（44ページ）参照」

# 参　考　資　料

## 別表１　重要水防箇所（河川・海岸）

### 【河川】

| 水系名 | 河川名 | 岸左右別 | 延長（m） | 位置 | | | 重要度 | 予想される事態 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 市郡 | 大字 | キロ杭位置 | | |
| 釣川 | 山田川 | 左<br>右 | 950<br>1,000 | 宗像市 | 稲元 | 須恵橋上下流 | A | 溢水 |
| 釣川 | 山田川 | 左<br>右 | 800<br>110 | 宗像市 | 須恵 | 第一須恵橋上下流 | B | 溢水 |
| 釣川 | 山田川 | 右 | 100 | 宗像市 | 山田 | 第二須恵橋上流 | B | 溢水 |
| 釣川 | 山田川 | 左<br>右 | 800<br>800 | 宗像市 | 稲元 | 黒橋上流 | B | 溢水 |
| 釣川 | 横山川 | 左<br>右 | 1,350<br>1,350 | 宗像市 | 河東 | 福崎新橋上下流 | C | 溢水 |
| 釣川 | 大井川 | 左<br>右 | 420<br>420 | 宗像市 | 大井 | 桝丸橋下流 | B | 溢水 |
| 釣川 | 高瀬川 | 左<br>右 | 950<br>950 | 宗像市 | 原町 | 王丸橋上下流 | B | 溢水 |
| 釣川 | 八並川 | 右 | 1,000 | 宗像市 | 田熊 | 新田熊橋下流 | B | 溢水 |
| 合計 | 14カ所 | | 11,000 | | | | | |

### 【海岸】

| 沿岸名 | 海岸名 | 担当水防管理団体名 | 重要水防区域 | | 重要度 | 予想される事態 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 延長（m） | 地先名 | | |
| 玄界灘 | 大島海岸 | 宗像市 | 360 | 宗像市大島 | B | 越波 |
| 玄界灘 | 江口海岸 | 宗像市 | 3,128 | 宗像市江口 | B | 侵食 |
| 合計 | ２カ所 | | 3,488 | | | |

重要度について（河川・海岸共通）

| | |
|---|---|
| 水防上最も重要な区間　A | 背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設（鉄道、主要道路等）があり、甚大な被害が予想されるもの |
| 次に重要な区間　B | 背後地に家屋あるいは公共施設に被害が予想されるもの |
| その他重要な区間　C | 背後地の農地（田畑等）に被害が予想されるもの |

（福岡県水防計画　資料編より）

## 別表２−１　宗像市水防本部の事務分担表（その１）

| 対策班(部)名 | 所属 | | 分担作業 |
|---|---|---|---|
| 各班（部）<br>共　通 | | | 1）風水害、土砂災害、地震等への警戒 |
| | | | 2）災害対策本部との連絡 |
| | | | 3）部課内の動員調整、安否確認 |
| | | | 4）班の活動全体把握 |
| | | | 5）地域割り巡回調査 |
| | | | 6）避難所の開設・運営 |
| | | | 7）連絡員の派遣 |
| | | | 8）被災家屋認定に関する調査員の派遣 |
| | | | 9）その他必要なこと |
| 統括部 | 総務部 | 危機管理課 | 1）各班(部)の動員調整、総合連絡統制 |
| | | | 2）本部長、副本部長等との連絡調整 |
| | | | 3）災害対策本部の設置、運営及び廃止 |
| | | | 4）配備体制の決定・動員指示 |
| | | | 5）応急対策全般の調整 |
| | | | 6）気象情報、地震情報、その他の情報収集、記録調整、伝達、提供 |
| | | | 7）土砂災害警戒情報の受信及び指定区域への対応 |
| | | | 8）指定避難所（福祉避難所含む）の開設決定、開設・閉鎖指示 |
| | | | 9）避難指示等の発令・解除、警戒区域の設定 |
| | | | 10）避難所への職員配置指示（総務対策班・避難所担当職員へ） |
| | | | 11）消防団の出動指示、連絡調整 |
| | | | 12）県、警察、消防、自衛隊及び協定機関等との連絡調整、応援要請 |
| | | | 13）記録全般 |
| | | | 14）臨時ヘリポートの開設指示 |
| | | | 15）災害救助法の適用及び関連事務 |
| | | | 16）国への報告 |
| | | | 17）国の現地対策本部の受入れ |
| | | | 18）復興計画の総合調整 |
| 総務対策班 | 総務部 | 総務課（主管課） | 1）災害情報の収集、記録、報告　各班(部)の活動状況の取りまとめ |
| | | デジタル化推進室 | 2）義援金の受入れ、分配 |
| | | 消費生活センター | 3）被災者相談窓口の開設 |
| | | 秘書政策課 | 4）消費生活に関すること |
| | | 人事課 | 5）災害対策本部オペレーションルーム設置 |
| | | 市民課 | 6）通信施設、情報管理施設等の保全管理・復旧 |
| | | 契約検査課 | 7）各種情報の庁内共有 |
| | | | 8）災害広報（インターネット、メール等） |
| | 経営企画部 | 経営企画課（主管課） | 9）報道機関への協力要請、取材対応 |
| | | 行革アセットマネジメント推進室 | 10）避難所担当職員との連絡調整 |
| | | 財政課 | 11）避難所からの要請対応 |
| | | ふるさと寄附推進室 | 12）避難者の把握 |
| | | 税務課 | 13）自主防災組織等との連絡調整 |
| | | | 14）再任用職員との連絡調整 |
| | | 収納課 | 15）被災家屋認定調査事務局 |
| | | | 16）罹災証明書の申請受付・発行 |
| | 議会事務局 | 議事調査課 | 17）被災者支援システムの管理 |
| | | | 18）人的支援受入れ（受援班） |
| | | 会計課 | 19）物的支援受入れ（受援班） |
| | | | 20）民間事業者への協力依頼（受援班） |
| | | | 21）宗像地区事務組合との連絡調整 |
| | | | 22）所管施設の被害調査、応急対応 |
| | | | 23）市庁舎、通信施設保全管理・復旧 |
| | | | 24）公共施設等の利用調整 |
| | | | 25）公用車等の確保・配車 |
| | | | 26）応急対策に係る財政措置 |
| | | | 27）行方不明者名簿の作成 |

## 別表２−２　宗像市水防本部の事務分担表（その２）

| 対策班(部)名 | 所属 | | 分担作業 |
|---|---|---|---|
| 建設班 | 都市整備部 | 都市計画課（主管課） | 1）所管施設の被害調査、応急対策、災害復旧事業の推進 |
| | | 維持管理課 | 2）被災地の現地調査 |
| | | 施設整備課 | 3）道路情報等の収集、通行規制、広報 |
| | | 下水道課 | 4）道路、河川上の障害物除去 |
| | | | 5）道路交通の確保 |
| | 都市再生部 | 都市再生課（主管課） | 6）被災建築物、宅地・家屋等の応急危険度判定 |
| | | 建築課 | 7）仮設住宅の建設、入居者の選定 |
| | | | 8）下水道及び雨水排水対策 |
| 市民対策班 | 市民協働環境部 | コミュニティ協働推進課(主管課) | 1)ボランティアセンター（社会福祉協議会）との連絡調整 |
| | | 文化スポーツ課 | 2)瓦礫、障害物等の処理 |
| | | 人権対策課 | 3)被災家屋等の消毒 |
| | | 男女共同参画推進課 | 4)動物の保護、収容 |
| | | 環境課 | 5)仮設トイレの設置、し尿の処理 |
| | | 脱炭素社会推進室 | 6)遺体の収容、安置、火葬 |
| | 監査委員事務局 | 監査委員事務局 | 7)所管施設の応急対応 |
| | | | 8)廃棄物関係施設 |
| 健康福祉班 | 健康福祉部 | 福祉課(主管課) | 1)医療関係機関への協力要請、連絡調整 |
| | | 生活支援課 | 2)所管施設等の被害調査及び応急対応 |
| | | 健康課 | 3)医療救護 |
| | | 新型コロナワクチン接種推進室 | 4)避難行動要支援者支援対策 |
| | | 介護保険課 | 5)被災者の健康管理、衛生管理 |
| | | 高齢者支援課 | 6)災害弔慰金の支給及び災害救援資金の貸付 |
| | | 国保医療課 | 7)被災者生活再建支援 |
| | | 大島診療所 | |
| 産業班 | 産業振興部 | 商工観光課(主管課) | 1)各施設等の被害調査（観光施設、農業関係、林地関係、水産関係） |
| | | 産業政策室 | 2)施設等の巡視（ため池、用水路、排水樋門、井堰の転倒状況確認） |
| | | 農業振興課 | 3)安全対策（旅行者、滞在者の安全確保、避難対策） |
| | | 水産振興課 | 4)援護支援対策（商工、農業、水産） |
| | | 元気な島づくり課 | 5)渡船の運航管理 |
| | | 農業委員会事務局 | 6)離島地域の情報収集 |
| | | | 7)離島地域に関する対策本部との調整 |
| | | | 8)離島地域の援護対策 |
| 教育子ども班 | 教育子ども部 | 教育政策課(主管課) | 1)所管施設等の被害調査及び応急対策 |
| | | 学校整備プロジェクト室 | 2)乳幼児・児童・生徒の安否確認、避難対策、健康管理、衛生管理 |
| | | 学校管理課 | 3)応急文教対策 |
| | | 図書課 | 4)応急保育対策 |
| | | 世界遺産課 | 5)健康福祉班との連携・支援 |
| | | 子ども育成課 | 6)世界遺産関連資産の状況確認 |
| | | 子ども支援課 | |
| | | 子ども家庭課 | |

| 対策担当 | 属 | 分担作業 |
|---|---|---|
| 消防団<br>(水防団) | 各分団及び女性消防団員 | 1)風水害、土砂災害、地震等への警戒 |
| | | 2)災害対策本部との連絡調整 |
| | | 3)各種情報の収集・伝達 |
| | | 4)消火活動 |
| | | 5)水防活動(応急活動、警戒、巡回パトロール) |
| | | 6)救急、救助、救護活動 |
| | | 7)避難指示等の伝達、避難誘導 |
| | | 8)行方不明者等の捜索・救助 |
| | | 9)市民の安全確保 |
| | | 10)その他必要なこと |
| その他 | 宗像地区事務組合 | 1)所管施設の応急対応 |
| | | 2)飲料水の確保、供給 |
| | | 3)その他別途「災害時の連携協定」による |

## 別表３　指定避難所

令和４年６月現在

| No. | 施設名 | 所在地 | 収容人員算定面積（㎡） | 収容人員（人） | 電話番号（0940） | 兼指定緊急避難場所 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 吉武小学校 | 武丸 644 | 693 | 116 | 32-3073 | ○ |
| 2 | 赤間小学校 | 赤間１丁目 4-1 | 776 | 129 | 32-3029 | ○ |
| 3 | 赤間西小学校 | 土穴 633－2 | 718 | 120 | 33－5111 | ○ |
| 4 | 自由ヶ丘南小学校 | 朝町 1124-2 | 733 | 122 | 35-4020 | ○ |
| 5 | 河東小学校 | 稲元５丁目 1-2 | 648 | 108 | 32-2026 | ○ |
| 6 | 河東西小学校 | 樟陽台１丁目 15-7 | 787 | 131 | 34-1233 | ○ |
| 7 | 南郷小学校 | 原町 2110-1 | 663 | 111 | 36-2513 | ○ |
| 8 | 東郷小学校 | 田熊３丁目 4-1 | 690 | 115 | 36-2064 | ○ |
| 9 | 日の里東小学校 | 日の里４丁目 21 | 582 | 97 | 36-0011 | ○ |
| 10 | 日の里西小学校 | 日の里８丁目 20 | 646 | 108 | 36-5400 | ○ |
| 11 | 玄海小学校 | 江口 965 | 410 | 68 | 62-0025 | ○ |
| 12 | 玄海東小学校 | 田野 1382 | 479 | 80 | 62-2500 | ○ |
| 13 | 地島小学校 | 地島 428-1 | 334 | 56 | 62-1171 | ○ |
| 14 | 大島学園 | 大島 1163-1 | 799 | 133 | 72-2300 | ○ |
| 15 | 城山中学校 | 陵厳寺１丁目 13-1 | 891 | 149 | 32-3039 | ○ |
| 16 | 自由ヶ丘中学校 | 朝町 1019-4 | 950 | 158 | 33-3767 | ○ |
| 17 | 河東中学校 | 城西ヶ丘６丁目 15-1 | 946 | 158 | 33-7700 | ○ |
| 18 | 中央中学校 | 久原 244 | 1,082 | 180 | 36-2041 | ○ |
| 19 | 日の里中学校 | 日の里８丁目 8 | 994 | 166 | 36-5325 | ○ |
| 20 | 玄海中学校 | 江口 965 | 1,060 | 177 | 62-0135 | ○ |
| 21 | 吉武地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 吉留 3519-1 | 367 | 61 | 32-5904 | ○ |
| 22 | 赤間地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 赤間２丁目 3-1 | 597 | 100 | 39-7051 | ○ |
| 23 | 赤間西地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 三郎丸５丁目 2－24 | 490 | 82 | 38-9506 | ○ |
| 24 | 自由ヶ丘地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 自由ヶ丘３丁目 12-11 | 594 | 99 | 32-5594 | ○ |
| 25 | 河東地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 須恵１丁目 4-1 | 490 | 82 | 35-1837 | ○ |
| 26 | 南郷地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 野坂 2119-5 | 484 | 81 | 36-3465 | ○ |
| 27 | 東郷地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 田熊６丁目 7-25 | 466 | 78 | 36-7711 | ○ |
| 28 | 池野地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 池田 1300 | 307 | 51 | 62-2003 | ○ |
| 29 | 岬地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 鐘崎 776-4 | 436 | 73 | 62-2656 | ○ |
| 30 | 玄海地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 牟田尻 1601 | 381 | 64 | 62-1642 | ○ |
| 31 | 大島地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 大島 1194-1 | 328 | 55 | 72-2321 | ○ |
| 32 | 市民体育館 | 稲元５丁目 2-1 | 2,338 | 390 | 32-1230 | ○ |
| 33 | 勤労者体育センター | 須恵１丁目 4-1 | 644 | 107 | 32-1230 | ○ |
| 34 | メイトム宗像 | 久原 180 | 1,979 | 330 | 36-0311 | ○ |
| 35 | 宗像ユリックス | 久原 400 | 5,459 | 910 | 37-0753 | |
| 36 | B&G 海洋センター | 江口 965-2 | 746 | 124 | 62-2119 | ○ |
| 37 | 福岡県立宗像高校 | 東郷６丁目 7-1 | 2,348 | 391 | 36-2019 | |
| 38 | 東海大学付属福岡高等学校（松前記念体育館） | 田久１丁目 9-2 | 477 | 80 | 32-3311 | ○ |
| 計 | | | 33,812 | 5,640 | | |

※指定避難所は避難者を収容する建物を有する施設とし、学校は体育館、宗像ユリックスは本館、岬地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰは２階を対象とする。
　また、地島小学校は施設の安全性の確認が出来次第の利用とする。
※収容人員（人）＝収容人員算定面積（$m^2$）／$6m^2$

**別表４　指定緊急避難場所**

令和４年６月現在

| 小学校区 | 施設名 | 住所 | 対象とする異常な現象の種類 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 洪水 | 土砂災害 | 高潮 | 地震 | 津波 | 大規模な火事 | 内水はん濫 |
| 吉武 | 吉武小学校 | 武丸 644 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 吉武地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 吉留 3519-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 赤間 | 赤間小学校 | 赤間１丁目 4-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 城山中学校 | 陵厳寺１丁目 13-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 赤間地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 赤間２丁目 3-1 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 街道の駅赤馬館 | 赤間４丁目 1-8 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | スーパービバホーム赤間店（駐車場） | 田久２丁目 1－1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 赤間西 | 赤間西小学校 | 土穴 633－2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 赤間西地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 三郎丸５丁目 2－24 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 自由ヶ丘 | 自由ヶ丘地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 自由ヶ丘３丁目 12-11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 東海大学付属福岡高等学校（松前記念体育館） | 田久１丁目 9-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 自由ヶ丘南 | 自由ヶ丘南小学校 | 朝町 1124-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 自由ヶ丘中学校 | 朝町 1019-4 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 河東・赤間西 | サンリブくりえいと宗像（駐車場） | くりえいと１丁目 5-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 株式会社くりえいと管理駐車場（マックスバリュ） | くりえいと３丁目 3-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 河東 | 河東小学校 | 稲元５丁目 1-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 河東中学校 | 城西ヶ丘６丁目 15-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 河東地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 須恵１丁目 4-1 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 市民体育館 | 稲元５丁目 2-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 勤労者体育センター | 須恵１丁目 4-1 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 河東西 | 河東西小学校 | 樟陽台１丁目 15-7 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 南郷 | 南郷小学校 | 原町 2110-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 南郷地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 野坂 2119-5 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | トリアーダ宗像（駐車場） | 原町 271 他 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東郷 | 東郷小学校 | 田熊３丁目 4-1 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 中央中学校 | 久原 244 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 東郷地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 田熊６丁目 7-25 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | メイトム宗像 | 久原 180 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 急患センター３階講堂 | 田熊 5-5-5 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 小学校区 | 施設名 | 住所 | 対象とする異常な現象の種類 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日の里東 | 日の里東小学校 | 日の里 4 丁目 21 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 日の里西 | 日の里西小学校 | 日の里 8 丁目 20 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 日の里中学校 | 日の里 8 丁目 8 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 小学校区 | 施設名 | 住所 | 対象とする異常な現象の種類 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 洪水 | 土砂災害 | 高潮 | 地震 | 津波 | 大規模な火事 | 内水はん濫 |
| 玄海 | 玄海小学校 | 江口 965 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 玄海中学校 | 江口 965 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 玄海地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 牟田尻 1601 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | B&G 海洋センター | 江口 965-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 道の駅むなかた | 江口 1172 | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ |
| | 海の道むなかた館 | 深田 588 | × | ○ | × | ○ | × | ○ | × |
| | 神湊港渡船ターミナル | 神湊 487-51 | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ |
| | ゆうゆうぷらざ | 神湊 118-4 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 玄海東 | 玄海東小学校 | 田野 1382 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 池野地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 池田 1300 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 岬地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 鐘崎 776-4 | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ |
| | 介護付軽費老人ホーム岬 | 上八 762-3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 地島 | 地島小学校 | 地島 428-1 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大島 | 大島学園 | 大島 1163-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 大島地区ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｾﾝﾀｰ | 大島 1194-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 大島港渡船ターミナル | 大島 1809-39 | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ |

○：対象とする異常な現象の種類により、指定緊急避難場所として指定する施設
×：対象とする異常な現象の種類により、気象、立地条件等により指定緊急避難場所として指定をしない施設

空白：対象とする異常な現象の種類により、施設周辺での被害が考えられない施設

なお、大規模な火事については、発生現場周辺のその他の施設（空き地、公園、運動場等）への避難が可能と考えるため、離島地区（大島・地島）のみ事前指定をする。

## 別表５　宗像市消防団役員名簿

令和４年４月現在

消防団員数：５４５人【担当地区は「宗像市消防団の組織等に関する規則」より】

| 階級 | | 氏名 | 担当地区 |
|---|---|---|---|
| 団長 | | 熊谷 浩文 | |
| 副団長 | | 松本 真誠 | |
| 副団長 | | 松本 章 | |
| 分団長 | 第１分団長 | 増田 恭一 | 山附、安ノ倉、吉留、中ノ尾、向口、城南ヶ丘、武本、久戸 |
| | 第２分団長 | 田中 秀一 | 赤間、石丸、冨地原、名残、徳重、葉山、緑町、桜、広陵台（一丁目～五丁目）、マンション赤間一区、桜美台 |
| | 第３分団長 | 山本 寿一 | 田久、陵厳寺、三郎丸団地、栄町、三郎丸、土穴、城ヶ谷、赤間ヶ丘一区、赤間ヶ丘二区、城山、大谷、泉ヶ丘一丁目、泉ヶ丘二丁目、アーサー赤間駅前、アンピール赤間駅前 |
| | 第４分団長 | 奥井 誠 | 自由ヶ丘第一区会、自由ヶ丘第二区会、自由ヶ丘第三区会、自由ヶ丘南第一区会、自由ヶ丘南第二区会、自由ヶ丘南第三区会、自由ヶ丘南第四区会、青葉台一丁目、青葉台二丁目 |
| | 第５分団長 | 安部 賢次 | 平等寺、畑、本村、横山、須恵、稲元、河東、福崎、池浦、ひかりヶ丘、城西ヶ丘、平原、中央台、天平台、樟陽台、くりえいと、ひかりヶ丘入口 |
| | 第６分団長 | 中村 克也 | 昼掛、朝町、野坂、大穂町、大穂、宮田、朝野 |
| | 第７分団長 | 高岡 勝義 | 王丸、光岡、原町、曲、後曲、東旭ヶ丘 |
| | 第８分団長 | 安永　真也 | 久原、東郷村、東郷町、大井、三倉、大井南 |
| | 第９分団長 | 尾園　裕治 | 田熊町、田熊、平井、用山、釈迦院、村山田、大井台、和歌美台 |
| | 第10分団長 | 上坂 誠 | 日の里（一丁目～九丁目）、日の里公団住宅（一区～三区） |
| | 第11分団長 | 村上 和良 | 多礼、田島、深田、牟田尻、山ノ上、吉田、荒開、五月ヶ丘 |
| | 第12分団長 | 白石 徹也 | 下東、上中、段天、江口、神原、泊、豊岡 |
| | 第13分団長 | 刀根 大輔 | 池田一、池田二、池田三、田野一、田野二、桜町、大王寺ニュータウン、玄海ニュータウン、公園通り、下大・南ヶ浦 |
| | 第14分団長 | 吉村 一彦 | 上八一、上八二、上八三、西町、中町、北町、千代川、祓川、京泊東、京泊西 |
| | 第15分団長 | 丸井 健一 | 大島（宮崎、東、堂ノ前、町、西、谷） |
| | 第16分団長 | 中村 真一 | 大島（宮崎、東、堂ノ前、町、西、谷） |
| | 合同分団長※ | 田志 稚加由 | 市内全域 |

※市役所・県総合庁舎合同分団（機能別消防団）。なお、市役所及び県総合庁舎職員等によって組織される合同分団は、水防本部等設置時は市県職員等として水防活動に従事する。

※その他資料については、宗像市地域防災計画－資料編－を参照すること。

# 別表６　－　宗像市地域防災計画（資料編）　目　次　－


| 項 番 | 資　　料　　名 | 分 類 | 頁 |
|---|---|---|---|
| 【市の現況資料】 | | | |
| １　危険箇所等 | | | |
| １－１ | 重要水防箇所（河川） | ■ | 資料-1 |
| １－２ | 災害危険河川区域 | ■ | 2 |
| １－３ | 重要水防箇所（海岸） | ■ | 4 |
| １－４ | 土砂災害（特別）警戒区域 | ■ | 5 |
| １－５ | 砂防指定地指定箇所 | ■ | 29 |
| １－６ | 土石流危険渓流 | ■ | 30 |
| １－７ | 地すべり防止区域 | ■ | 33 |
| １－８ | 地すべり危険箇所 | ■ | 33 |
| １－９ | 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表 | ■ | 34 |
| １－１０ | 急傾斜地崩壊危険箇所 | ■ | 35 |
| １－１１ | 山腹崩壊危険地区 | ■ | 48 |
| １－１２ | 崩壊土砂流出危険地区 | ■ | 50 |
| １－１３ | 地すべり危険地区 | ■ | 51 |
| １－１４ | 道路危険箇所 | ■ | 52 |
| １－１５ | 防災上重要なため池及び頭首工 | ■ | 56 |
| １－１６ | 危険物施設 | ■ | 57 |
| ２　設備、施設等 | | | |
| ２－１ | 宗像市防災行政無線 | ■通信 | 58 |
| ２－２ | 水防倉庫（水防機材・資材） | ■水防 | 59 |
| ２－３ | 給水車及び給水タンク等保有状況一覧 | ■給水 | 60 |
| ２－４ | 浄水施設 | ■給水 | 60 |
| ２－５ | 指定避難所及び指定緊急避難場所 | ■避難 | 61 |
| ２－６ | 指定避難所別資機材配備状況一覧表 | ■避難 | 64 |
| ２－７ | 要配慮者利用施設 | ■医療 | 69 |
| ２－８ | 危険区域内の要配慮者利用施設 | ■医療 | 75 |
| ２－９ | 災害時における臨時ヘリポート | ■交通 | 79 |
| ２－１０ | 市有車両一覧 | ■交通 | 80 |
| ２－１１ | 応急仮設住宅建設候補地 | ■仮設住宅 | 85 |
| ２－１２ | 近隣火葬場 | ■火葬施設 | 85 |
| ２－１３ | ごみ処理処分施設 | ■処理施設 | 85 |
| ２－１４ | し尿処理施設 | ■処理施設 | 86 |
| ２－１５ | 下水処理施設 | ■処理施設 | 86 |
| ３　職員の活動体制等 | | | |

| 項 番 | 資　　料　　名 | 分 類 | 頁 |
|---|---|---|---|
| ３－１ | 災害時の連絡先 | ■ | 資料-87 |
| ３－２ | 自治区域 | ■ | 91 |
| 【例規、基準、応援協定等】 | | | |
| ４　市、一部事務組合等の例規等 | | | |
| ４－１ | 宗像市防災会議条例 | ◆ | 93 |
| ４－２ | 宗像市防災会議委員名簿 | ■ | 94 |
| ４－３ | 宗像市防災対策基本条例 | ◆ | 95 |
| ４－４ | 宗像市災害対策本部条例 | ◆ | 103 |
| ４－５ | 宗像市防災行政無線管理運用規程 | ◆ | 104 |
| ４－６ | 宗像市消防団の組織等に関する規則 | ◆ | 108 |
| ４－７ | 宗像市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例 | ◆ | 112 |
| ４－８ | 宗像市災害救援資金貸付条例 | ◆ | 116 |
| ４－９ | 宗像市災害救援資金貸付条例施行規則 | ◆ | 117 |
| ４－１０ | 宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例 | ◆ | 119 |
| ４－１１ | 宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 | ◆ | 122 |
| ５　国、県の例規、基準等 | | | |
| ５－１ | 注意報及び警報の種類並びに発表の基準 | ◆ | 125 |
| ５－２ | 気象庁震度階級関連解説表 | ◆ | 126 |
| ５－３ | 火災・災害等即報要領 | ◆ | 129 |
| ５－４ | 福岡県災害調査報告実施要綱 | ◆ | 138 |
| ５－５ | 被害の判定基準 | ◆ | 142 |
| ５－６ | 福岡県災害救助法施行細則 | ◆ | 145 |
| ５－７ | 災害救助法による救助内容 | ◆ | 148 |
| ６　応援協定等 | | | |
| ６－１ | 福岡県消防相互応援協定等 | ◆ | 155 |
| ６－２ | 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 | ◆ | 156 |
| ６－３ | 災害時における避難所施設利用に関する協定 | ◆ | 156 |
| ６－４ | 災害時における指定緊急避難場所の提供に関する協定 | ◆ | 157 |
| ６－５ | 災害時における一時避難場所に関する覚書 | ◆ | 157 |
| ６－６ | 災害時における物資の供給に関する協定 | ◆ | 158 |
| ６－７ | 災害時における燃料供給に関する協定 | ◆ | 158 |
| ６－８ | 災害時における応急活動に関する協定 | ◆ | 158 |
| ６－９ | 災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定 | ◆ | 159 |
| ６－１０ | 災害時における輸送業務に関する協定 | ◆ | 160 |
| ６－１１ | 地区防災計画 | ◆ | 160 |
| ６－１２ | その他　災害時における防災に関する協定 | ◆ | 160 |

| 項 番 | 資　　料　　名 | 分 類 | 頁 |
|---|---|---|---|
| 【各種様式】 | | | |
| 7　職員の参集 | | | |
| 7－1 | 参集記録票 | □ | 資料-162 |
| 7－2 | 参集途上の被災状況記録票 | □ | 163 |
| 8　情報整理、報告 | | | |
| 8－1 | 被害発生状況連絡票 | □ | 165 |
| 8－2 | 被災台帳 | □ | 166 |
| 8－3 | 火災・災害等即報要領(様式) | □ | 168 |
| 9　応援要請 | | | |
| 9－1 | 自衛隊災害派遣要請依頼書 | □ | 175 |
| 9－2 | 自衛隊災害派遣撤収依頼書 | □ | 176 |
| １０　避難所 | | | |
| １０－１ | 避難者カード | □ | 178 |
| １０－２ | 避難者名簿 | □ | 179 |
| １０－３ | 避難所運営記録 | □ | 181 |
| １０－４ | 物品の受払簿(避難所用) | □ | 182 |
| １０－５ | 避難所設置及び収容状況 | □ | 183 |
| １１　救助・医療・交通輸送等 | | | |
| １１－１ | 行方不明者名簿 | □ | 185 |
| １１－２ | 医療救護所開設状況報告 | □ | 186 |
| １１－３ | 緊急通行車両事前届出書 | □ | 187 |
| １１－４ | 緊急車両以外の車両通行止め標示 | □ | 188 |
| １１－５ | 緊急通行車両通行標章 | □ | 189 |
| １１－６ | 緊急通行車両確認証明書 | □ | 190 |
| １１－７ | 物品の受払簿(物資集配拠点用) | □ | 191 |
| １２　被災証明 | | | |
| １２－１ | 被災届出兼証明願 | □ | 193 |
| １２－２ | 被災証明書 | □ | 194 |
| １２－３ | 被害届出兼証明書 | □ | 195 |
| 【原子力災害関係】 | | | |
| １３　関係図表等 | | | |
| １３－１ | 玄海原子力発電所位置図 | ◆ | 197 |
| １３－２ | 緊急時モニタリング（福岡県） | ◆ | 198 |
| １３－３ | 原子力災害における広域的避難 | ◆ | 200 |


※分類記号は以下を表す。

□：様式　　■：データベース　　◆：例規・協定・基準等

**別紙１　水防法**

（昭和二十四年六月四日）
（法律第百九十三号）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　水防組織（第三条―第八条）
第三章　水防活動（第九条―第三十二条の三）
第四章　指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
第五章　水防協力団体（第三十六条―第四十条）
第六章　費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
第七章　雑則（第四十五条―第五十一条）
第八章　罰則（第五十二条―第五十五条）
附則

## 第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（平二三法一二四・平二七法二二・一部改正）

（定義）

第二条　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

２　この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

３　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

４　この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

５　この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

６　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

７　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

８　この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

（昭三〇法六一・昭三三法八・平六法四九・平一七法三七・平二三法一二四・平二五法

三五・平二七法二二・令三法三一・一部改正）

第二章　水防組織

（市町村の水防責任）

第三条　市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（昭三三法八・全改）

（水防事務組合の設立）

第三条の二　地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（昭三三法八・追加、平二三法一二四・平二七法二二・一部改正）

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

２　前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（昭三三法八・追加）

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四　水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

２　前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（昭三三法八・追加）

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五　水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（昭三三法八・追加）

（都道府県の水防責任）

第三条の六　都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（昭三三法八・追加）

（指定水防管理団体）

第四条　都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条　水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。
２　前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
３　水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。
（水防団）
第六条　水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。
２　水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。
（昭三〇法六一・昭三三法八・一部改正）
（公務災害補償）
第六条の二　水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
２　前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。
（昭三〇法六一・追加、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・昭六〇法六九・平七法六九・一部改正）
（退職報償金）
第六条の三　水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。
（平一七法三七・追加）
（都道府県の水防計画）
第七条　都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
２　都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
３　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
４　前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
５　都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
６　二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
７　都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。
（昭二七法二五八・昭二九法一四〇・昭三五法一一三・平一一法八七・平一一法一六〇・平一七法三七・平二三法一〇五・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・平二九法三一・一部改正）

（都道府県水防協議会）
第八条　都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。
２　都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
３　都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
４　会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
５　前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。
（平一一法八七・平二五法四四・一部改正）

## 第三章　水防活動

（河川等の巡視）
第九条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
（平二三法一二四・一部改正）
（国の機関が行う洪水予報等）
第十条　気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
２　国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
３　都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。
（昭三〇法六一・昭三一法一四一・平一一法一六〇・平一三法四六・平一七法三七・平二三法一二四・一部改正）
（都道府県知事が行う洪水予報）
第十一条　都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
２　都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。
（平一三法四六・全改、平一七法三七・旧第十条の二繰下）
（水位の通報及び公表）
第十二条　都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。
２　都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。
（昭三〇法六一・追加、平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第十条の三繰下・

一部改正）

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条　国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（平一七法三七・追加、平二五法三五・平二七法二二・一部改正）

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正）

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（平二七法二二・追加）

（関係市町村長への通知）

第十三条の四　第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（平二五法三五・追加、平二五法五四・一部改正、平二七法二二・旧第十三条の二繰下・一部改正、令三法三〇・一部改正）

（洪水浸水想定区域）

第十四条　国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

２　都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

３　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

４　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

５　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の四繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正）

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

２　市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4　都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正）

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三　都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一第十三条の三の規定により指定した海岸

二前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3　都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項に規定する事項

二津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項

（平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の五繰下・一部改正、平二二法五二・平二三法一二四・平二五法三五・平二六法一〇九・平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正）

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4　前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5　市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6　市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8　第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

９　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

１０　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

２　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

４　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

５　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

６　市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

７　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

８　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（平二五法三五・追加、平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正）

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

２　前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正）

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五　第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市

町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正）

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六　水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

２　水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

３　水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

４　第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

５　前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（平二九法三一・追加）

（標識の設置等）

第十五条の七　水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

２　浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

３　何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

４　水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（平二九法三一・追加）

（行為の届出等）

第十五条の八　浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

２　水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

３　水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（平二九法三一・追加）

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九　国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

２　大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一国土交通大臣

二当該河川の存する都道府県の知事

三当該河川の存する市町村の長

四当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
五当該河川の河川管理者
六当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
七第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
3　大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
4　前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。
（平二九法三一・追加）
（都道府県大規模氾濫減災協議会）
第十五条の十　都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。
2　都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一当該都道府県知事
二当該河川の存する市町村の長
三当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
四当該河川の河川管理者
五当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
六第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
3　前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。
（平二九法三一・追加）
（予想される水災の危険の周知等）
第十五条の十一　市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。
（平二九法三一・追加）
（河川管理者の援助等）
第十五条の十二　河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。
2　河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。
（平二九法三一・追加）
（水防警報）
第十六条　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
2　国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
3　都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
4　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一三法四六・旧第十条の四繰下、平一七法三七・旧第十条の六繰下、平二三法一二四・一部改正）

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条　水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（昭三〇法六一・追加、平一三法四六・旧第十条の五繰下、平一七法三七・旧第十条の七繰下・一部改正）

（優先通行）

第十八条　都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（平一七法三七・旧第十一条繰下・一部改正）

（緊急通行）

第十九条　水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

２　水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（平一七法三七・旧第十二条繰下・一部改正、平二九法三一・一部改正）

（水防信号）

第二十条　都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

２　何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（平一七法三七・旧第十三条繰下）

（警戒区域）

第二十一条　水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

２　前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十四条繰下・一部改正）

（警察官の援助の要求）

第二十二条　水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十五条繰下）

（応援）

第二十三条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

２　応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

３　第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

４　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（昭三〇法六一・一部改正、平一七法三七・旧第十六条繰下・一部改正）

（居住者等の水防義務）

第二十四条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（平一七法三七・旧第十七条繰下）

（決壊の通報）

第二十五条　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（平一七法三七・旧第十八条繰下・一部改正）

（決壊後の処置）
第二十六条　堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
（平一七法三七・旧第十九条繰下・一部改正）
（水防通信）
第二十七条　何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。
２　国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。
（昭三〇法六一・昭五九法八七・平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十条繰下）
（公用負担）
第二十八条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
２　前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
３　水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。
（平一七法三七・旧第二十一条繰下・一部改正、平二七法二二・平二九法三一・一部改正）
（立退きの指示）
第二十九条　洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
（平一七法三七・旧第二十二条繰下・一部改正、平二三法一二四・平二七法二二・一部改正）
（知事の指示）
第三十条　水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。
（平一七法三七・旧第二十三条繰下）
（重要河川における国土交通大臣の指示）
第三十一条　二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。
（平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十四条繰下）
（特定緊急水防活動）
第三十二条　国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。
一当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
二高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
２　国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
３　第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十

一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（平二三法一二四・追加、平二七法二二・平二九法三一・一部改正）

（水防訓練）

第三十二条の二　指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

２　指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（平二三法一二四・追加）

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

（平二三法一二四・追加）

## 第四章　指定水防管理団体

（平二三法一二四・改称）

（水防計画）

第三十三条　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

３　指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

４　第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第二十五条繰下・一部改正、平二三法一〇五・一部改正、平二三法一二四・旧第三十二条繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・一部改正）

（水防協議会）

第三十四条　指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

２　指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

３　指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

４　会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

５　前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（昭三三法八・平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第二十六条繰下・一部改正、平二三法一二四・旧第三十三条繰下、平二五法四四・一部改正）

（水防団員の定員の基準）

第三十五条　都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

（平一七法三七・旧第二十七条繰下、平二三法一二四・旧第三十四条繰下）

## 第五章　水防協力団体

（平一七法三七・追加）

（水防協力団体の指定）

第三十六条　水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

２　水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

３　水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

４　水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（平一七法三七・追加、平一八法五〇・平二五法三五・一部改正）

（水防協力団体の業務）

第三十七条　水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四水防に関する調査研究を行うこと。

五水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（平一七法三七・追加、平二五法三五・一部改正）

（水防団等との連携）

第三十八条　水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（平一七法三七・追加）

（監督等）

第三十九条　水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

２　水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

３　水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

４　水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（平一七法三七・追加）

（情報の提供等）

第四十条　国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

（平一七法三七・追加）

## 第六章　費用の負担及び補助

（昭三〇法六一・改称、平一七法三七・旧第五章繰下）

（水防管理団体の費用負担）

第四十一条　水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（平一七法三七・旧第三十二条繰下）

（利益を受ける市町村の費用負担）

第四十二条　水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

２　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

３　前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

４　都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十二条の二繰下・一部改正）

（都道府県の費用負担）

第四十三条　この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第三十三条繰下）

（国の費用負担）

第四十三条の二　第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（平二三法一二四・追加）

（費用の補助）

第四十四条　都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

２　国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

３　前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

（昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十三条の二繰下・一部改正）

## 第七章　雑則

（平一七法三七・旧第六章繰下）

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条　第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（昭三〇法六一・全改、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条繰下・一部改正）

（表彰）

第四十六条　国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条の二繰下・一部改正）

（報告）

第四十七条　国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

２　都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（昭二七法二五八・昭三五法一一三・平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十五条繰下）

（勧告及び助言）

第四十八条　国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十五条の二繰下）

（資料の提出及び立入り）

第四十九条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

２　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（昭三三法八・一部改正、平一七法三七・旧第三十六条繰下・一部改正）

（消防事務との調整）

第五十条　水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（平一七法三七・旧第三十七条繰下・一部改正）

（権限の委任）

第五十一条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（平一一法一六〇・追加、平一七法三七・旧第三十七条の二繰下）

## 第八章　罰則

（平一七法三七・旧第七章繰下）

第五十二条　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

２　前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

（平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十八条繰下）

第五十三条　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十九条繰下・一部改正）

第五十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一第十五条の七第三項の規定に違反した者

二第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

（平二九法三一・追加）

第五十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二第二十条第二項の規定に違反した者

三第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

## 別紙２　宗像市水防協議会設置条例

平成15年4月1日
条例第15号

（設置）

第1条　水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、宗像市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平22条例1・一部改正）

（組織）

第2条　協議会は会長、副会長1人及び委員24人以内の委員をもって組織する。

（委員）

第3条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　関係行政機関の職員

(2)　水防に関係のある団体の代表者

(3)　知識経験を有する者

（任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、前条第1号に規定する委員の任期は、当該職にある期間とする。

2　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　市長は、特別の事由があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを解職することができる。

（会長及び副会長）

第5条　会長は市長を、副会長は副市長をもって充てる。

2　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは副会長が、副会長に事故があるときは会長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（平19条例3・一部改正）

（会議）

第6条　協議会の会議は、会長が招集する。

2　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条　協議会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

（平22条例29・平成27条例1・一部改正）

（委任）

第8条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附　則（平成19年3月30日条例第3号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（平成22年3月26日条例第1号）

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年12月27日条例第29号）

1　この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成27年1月23日条例第1号）

1　この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附　則（令和元年12月24日条例第20号）

1　この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和2年12月23日条例第37号)

1　この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 別紙３　宗像市水防協議会委員名簿

令和4年5月30日現在

**●会　長**

| | |
|---|---|
| 宗像市長 | 伊　豆　美沙子 |

**●副会長**

| | |
|---|---|
| 宗像市副市長 | 河　野　克　也 |

**●委　員**

１　関係行政機関の職員（３人）

| | |
|---|---|
| 宗像警察署長 | 原　田　哲　也 |
| 北九州県土整備事務所宗像支所長 | 櫻　井　章　生 |
| 宗像地区消防本部消防長 | 永　島　英　親 |

２　水防に関係のある団体の代表者（２人）

| | |
|---|---|
| 宗像市消防団長 | 熊　谷　浩　文 |
| 宗像漁業協同組合代表理事組合長 | 桑　村　勝　士 |

３　**知識経験を有する者（１７人）**

| | |
|---|---|
| 吉武地区コミュニティ運営協議会会長 | 白　木　雅　治 |
| 赤間地区コミュニティ運営協議会会長 | 宮　本　秀　臣 |
| 赤間西地区コミュニティ運営協議会会長 | 山　下　正　見 |
| 自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会会長 | 高　見　邦　雄 |
| 河東地区コミュニティ運営協議会会長 | 花　田　鷹　人 |
| 南郷地区コミュニティ運営協議会会長 | 釜　瀬　博　志 |
| 東郷地区コミュニティ運営協議会会長 | 渡　辺　　章 |
| 日の里地区コミュニティ運営協議会会長 | 黒 川 貞 一 郎 |
| 玄海地区コミュニティ運営協議会会長 | 吉　井　勝　敏 |
| 池野地区コミュニティ運営協議会会長 | 髙　巣　和　彦 |
| 岬地区コミュニティ運営協議会会長 | 原　口　　貢 |
| 大島地区コミュニティ運営協議会会長 | 佐　藤　隆　数 |
| 宗像市食生活改善推進会会長 | 中　谷　光　子 |
| むなかた男女共同参画協議会 | 真　嶋　洋　子 |
| むなかた男女共同参画協議会 | 瀧　口　千恵子 |
| むなかた男女共同参画協議会 | 石　松　京　子 |
| 宗像市消防団女性班長 | 伊　賀　美　穂 |

**●宗像市水防本部関係者**

| | |
|---|---|
| 危機管理担当部長 | 的　野　仁　視 |
| 総務部長 | 田　中　和　雄 |
| 経営企画部長 | 長谷川　勝　憲 |
| 市民協働環境部長 | 八　木　直　行 |
| 教育子ども部長 | 徳　永　　淳 |
| 健康福祉部長 | 林 田 真 基 子 |
| 都市整備部長 | 増　野　静　雄 |
| 都市再生部長 | 髙　崎　　浩 |
| 産業振興部長 | 寺　尾　　寧 |
| 維持管理課長 | 東　　貴　司 |
| 農業振興課長 | 花　田　貴　則 |

# 宗像市水防計画

－令和４年５月－

編集・発行　宗像市水防協議会
事　務　局　宗像市総務部危機管理課
〒811-3492
福岡県宗像市東郷一丁目１番１号
TEL　0940-36-5050
FAX　0940-37-1242